

株式会社コスモス・コーポレーションへ特定電気用品の適合性検査を依頼した事業者の方へのお知らせ

平成21年12月17日
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

日頃より電気用品安全法の円滑な運用にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、この度、株式会社コスモス・コーポレーション（以下、「コスモス社」という。）に対して立入検査などを行った結果、電気用品安全法第9条に規定する適合性検査の内容等に法令違反が判明しました。

このため、当省はコスモス社について、平成21年12月16日付けで国内登録検査機関の登録を取り消す行政処分を行いました。

詳細は、別添のプレスリリース資料を参照してください。

2. コスモス社が行った特定電気用品の適合性検査の取り扱いについて

今回の登録の取消し処分の範囲については、電気用品安全法第9条に基づく特定電気用品の適合性検査に係る業務が対象です。

当省による立入検査の結果、今回の行政処分の原因となった適合性検査に問題があった製品については、既に該当する事業者の方へ個別に連絡を実施し、重大製品事故及び非重大製品事故が発生していないことを確認しました。

こうした点を含め、電気用品安全法第3条に基づく届出事業者の方におかれましては、改めて以下の点について御確認くださいませようお願いします。

(1) 自主点検の推奨について

コスモス社で適合性検査を受けた製品について、当省が把握する限り、これまでのところ製品への支障は見つかっていませんが、更なる安全を期するため、自主的に貴社において安全確認を行うことを推奨します。

例えば、貴社で実施した過去の技術基準適合結果の確認、使用部品について部品メーカーへの安全性確認、貴社で技術基準適合の再確認、他の登録検査機関での安全再確認等が考えられます。

自主的な安全確認の結果、問題が検出された場合は、当省へ報告してください。

(2) 適合性検査証明書等について

登録の取消し処分がされた日より前に発行された適合性検査に係る証明書及びその副本の有効期間は、これらに記載のとおりです。

なお、平成21年12月17日以降は、コスモスは、電気用品安全法施行規則第13条に規定する証明書と同等なものとして発行される当該書面の写し（いわゆる副本）の発行はできなくなりましたのでご注意ください。

＜本件についての問い合わせ先＞

経済産業省商務流通グループ製品安全課

電気用品担当 結城、内川、山崎、金杉

TEL 03-3501-4707